

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 4 日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 武 井 淳 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 3 月 4 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 3 月 11 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 3 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 水戸地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 4 月 10 日 午前 10 時 00 分 場 所 水戸地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 3 月 23 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 3 月 24 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	4,280,000 3,424,000	一括	856,000	31,269	5,989
1	2,230,000				
2	330,000				
3	70,000				
4	1,650,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 水戸市赤塚一丁目
地 番 1938番3
地 目 宅地
地 積 172.94平方メートル
- 2 所 在 水戸市赤塚一丁目
地 番 1935番2
地 目 宅地
地 積 25.71平方メートル
- 3 所 在 水戸市赤塚一丁目
地 番 1938番4
地 目 公衆用道路
地 積 28平方メートル
- 4 所 在 水戸市赤塚一丁目1938番地3、1935番地2
家屋 番号 1938番
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 69.14平方メートル
2階 43.06平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年11月13日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 武 井 淳 子

1 不動産の表示

【物件番号1～4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号4】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 水戸市赤塚一丁目
 地 番 1938 番 3
 地 目 宅地
 地 積 172.94 平方メートル
- 2 所 在 水戸市赤塚一丁目
 地 番 1935 番 2
 地 目 宅地
 地 積 25.71 平方メートル
- 3 所 在 水戸市赤塚一丁目
 地 番 1938 番 4
 地 目 公衆用道路
 地 積 28 平方メートル
- 4 所 在 水戸市赤塚一丁目 1938 番地 3、1935 番地 2
 家屋 番号 1938 番
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 69.14 平方メートル
 2 階 43.06 平方メートル



令和 7 年（ケ）第 34 号
令和 7 年 4 月 7 日受理
令和 年 月 日提出
（ 評 価 人 長 島 理 ）

現況調査報告書

水戸地方裁判所

執行官 粉 川 宗 尚

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 水戸市赤塚一丁目 |
| | 地 番 | 1938番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 172.94平方メートル |
| 2 | 所 在 | 水戸市赤塚一丁目 |
| | 地 番 | 1935番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 25.71平方メートル |
| 3 | 所 在 | 水戸市赤塚一丁目 |
| | 地 番 | 1938番4 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 28平方メートル |
| 4 | 所 在 | 水戸市赤塚一丁目1938番地3、1935番地2 |
| | 家屋 番号 | 1938番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 69.14平方メートル
2階 43.06平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	■(住居表示未実施) □		
土地	物件1ないし3		
現況地目	■宅地(物件 1, 2) ■公衆用道路(物件 3) □ (物件)		
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □		
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が物件1, 2の土地に下記建物を所有し, 占有している。 ■物件3の土地は公衆用道路として使用されている。 □「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	物件3の土地に水戸市の設置したマンホール(以下「地物」という。)が存在する。 なお, 評価人が同地物の本件土地利用権原について水戸市に確認したところ, 無償である旨の回答を得たとのことである。 よって, 同地物の本件土地利用権原を使用借権と認定した。		
建物	物件4		
種類, 構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である。 □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物)。 □種類: □構造: □床面積:		
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	1. 内外装問わず経年劣化が進行している。 加えて, 震災の影響と思われる基礎のクラックや室内のクロス・ボードの亀裂などが多数生じている。 2. 洗面室付近の床板にきしみやたわみが認められる。		
執行官保管の仮処分	■ない { 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 □ある { 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件土地・建物の占有状況については、上記現場の状況等を考慮して、2枚目記載のとおり認定した。

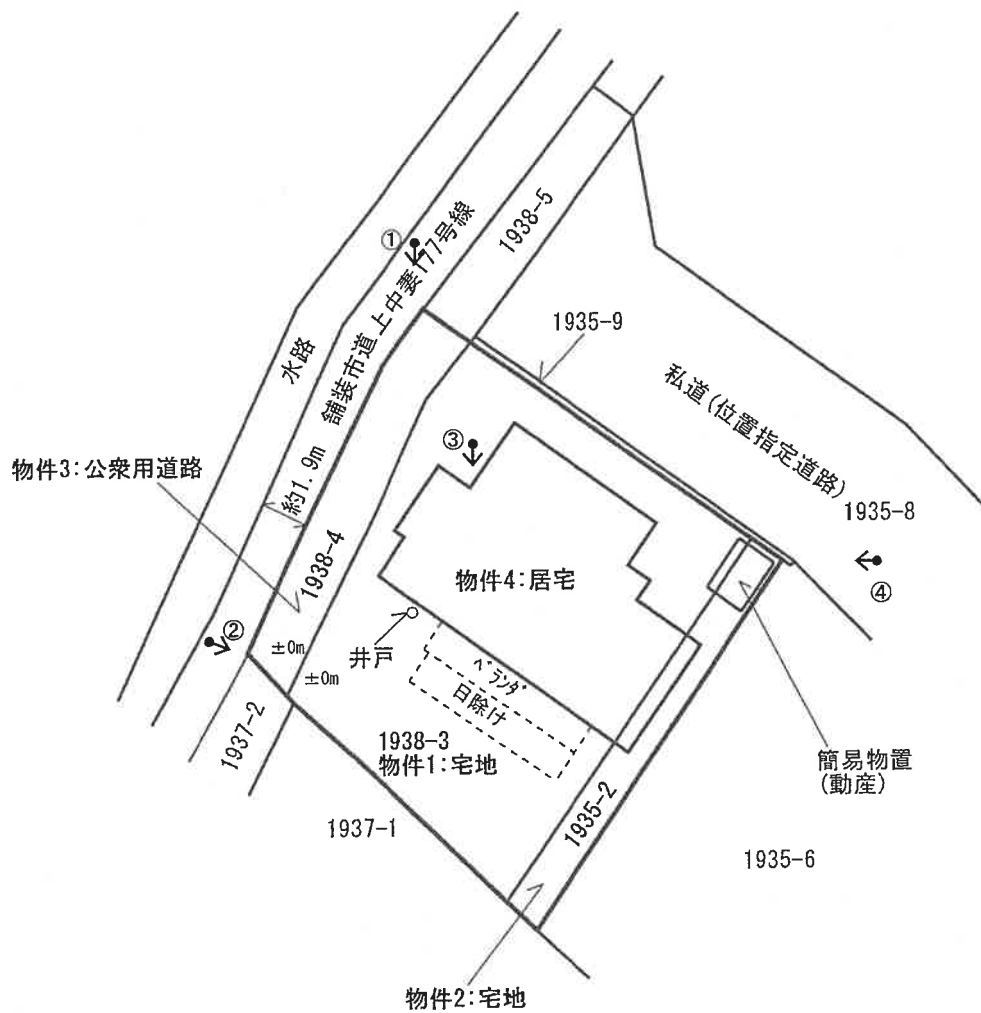
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年4月8日(火)	当 庁	役場(所)照会(照会書郵送)
令和7年4月14日(月)	当 庁	所有者照会(照会書郵送。応答なし)
令和7年4月25日(金) 10:20-11:00	物件所在地	物件確認 占有調査 写真撮影
令和7年5月12日(月) 15:50-16:30	物件所在地	立入調査 占有調査 図面作成・写真撮影 □債務者・□所有者・□ か ら聴取 評価人同行
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年5月12日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 B を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

土地建物位置関係図

令和7年(ケ)第34号
水戸市赤塚一丁目

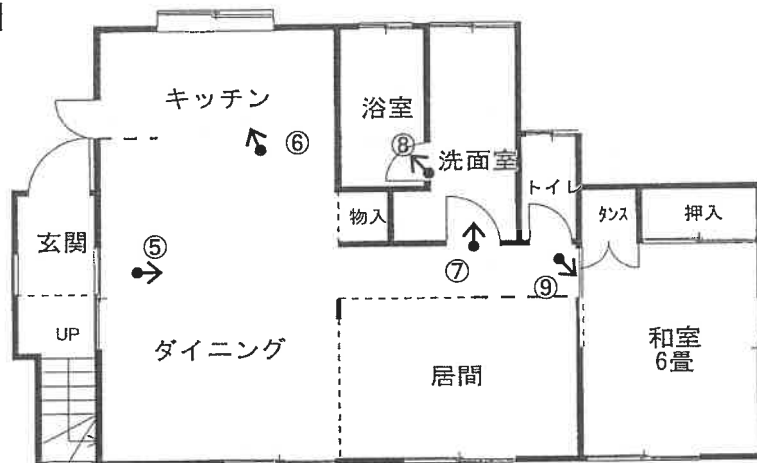


《凡例》
撮影方向: ←●
写真番号: ①

建物間取略図

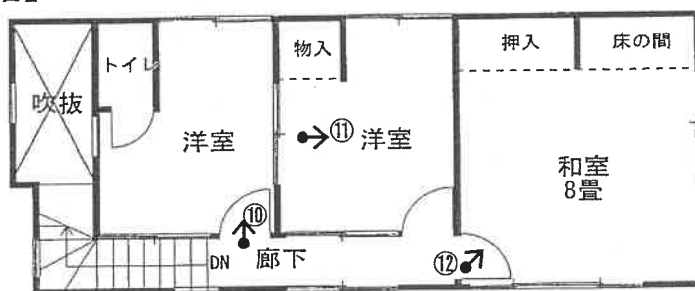
物件4: 居宅
木造スレート葺2階建

【1階】



床面積: 69.14㎡(登記簿)

【2階】



床面積: 43.06㎡(登記簿)

《凡例》
撮影方向: ←
写真番号: ①

写真1

物件3土地
上に存在す
るマンホー
ル位置



写真2





写真3

本件写真の
ようなクラッ
ク(鉛筆程
度の太さ)
が基礎部分
に多数存在
する。



写真4

写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



令和 7年（ケ）第 34号
令和 7年 4月 7日 受 命
令和 7年 4月25日 現地調査
令和 7年 5月12日 現地調査
令和 7年 6月16日 評 価
令和 7年 6月16日 提 出

水戸地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
長 島 理

第1 評価額

一 括 価 格	
金 4, 2 8 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 2, 2 3 0, 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金 3 3 0, 0 0 0 円
物件 3 (土地)	金 7 0, 0 0 0 円
物件 4 (建物)	金 1, 6 5 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1 乃至 4 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当の割付と超過売却（民事執行法 7 3 条）の判定を行うことの参考として、一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1、2 の土地価格は物件 4 の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件 4 の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	水戸市赤塚一丁目 1938番3 宅 地 172.94m ²	
2	所在地 地目 地積	水戸市赤塚一丁目 1935番2 宅 地 25.71m ²	
3	所在地 地目 地積	水戸市赤塚一丁目 1938番4 公衆用道路 28m ²	
4	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	水戸市赤塚一丁目1938番 地3、1935番地2 1938番 居 宅 木造スレート葺2階建 1階 69.14m ² 2階 43.06m ²	
特記事項			
特になし。			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1, 2, 3）

位 置 ・ 交 通	物件1, 2, 3 JR常磐線「赤塚」駅の西方、道路距離約1km 「大塚東」バス停留所の南東方、道路距離約420m	
付 近 の 状 況	水戸市赤塚一丁目地区内、一般住宅、アパート等のほか、農地も介在する住宅地域。周辺地勢はほぼ平坦である。河和田地区に連絡する赤塚駅西線（高架下道路）の開通があり、交通利便性の向上と共に新興の宅地造成も見られる。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 指定 60% 指定 200% なし 第3種高度地区（高さの最高限度25m） 特別用途地区（大規模集客施設制限地区）
画 地 条 件	○物件1, 2（宅地） 地積：公簿合計198.65㎡ 間口：約14m 奥行：約13.5m 形状：ほぼ台形 地勢：ほぼ平坦 高低差：接面道路と概ね等高 接面道路との関係：中間画地 ○物件3（公衆用道路）市道177号線と物件1土地の間 地積：公簿28㎡ 間口：約13.9m 奥行：約2m 形状：带状地 地勢：ほぼ平坦 高低差：接面道路と概ね等高 接面道路との関係：中間画地	
接面道路の状況	北西約1.9m舗装市道（建築基準法第42条第2項道路） ※物件3介在により物件1のセットバックは不要。 ※北東側私道（位置指定道路）には非接面。	
土地の利用状況等	○物件1, 2 本件土地所有者が、物件4建物を所有しその敷地として使用している。その他、井戸、簡易物置（動産）がある。 【物件4の敷地利用範囲】 物件1, 2の全部（法定地上権成立） ○物件3 公衆用道路として利用されている。	

供給処理施設	上水道：前面道路に本管あり（現在は地下水の使用） 都市ガス：なし 下水道：前面道路に本管あり （注）供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常で費用で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	土地の履歴等からは土壤汚染対策法に定められた特定有害物質の影響リスクが生じている可能性は低いものと推定するが、詳細については専門調査機関による詳細調査を行わないと確定出来ない。
特 記 事 項	水戸市の公共下水のマンホールが、市道と物件3土地に跨って、無償の約定で設置されている。

2 建物の概況及び利用状況（物件4）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和60年10月20日新築 増築年月日（登記記載） 平成1年12月12日増築 経過年数 新築時より約40年 経済的残存耐用年数 満了
仕 様	構造 木造スレート葺2階建 屋根 スレート瓦葺 外壁 サイディングボード張、漆喰塗 内壁 ビニールクロス張等 天井 ビニールクロス張等 床 合板フローリング張、畳敷等 設備 電気・給排水・衛生
床面積（現況）	1階 69.14m ² 2階 43.06m ² 計 112.20m ²
現況用途等	階層 地上2階建 現況用途 居宅 間取り 建物間取略図参照
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	建物所有者が居住し使用している。
特記事項	東日本大震災時の損傷と推定される基礎、玄関前タイル等に損傷が見られるほか、建物内部の仕上材に亀裂が多数見られる。その他、経年・管理の状況から仕上材、建具等に劣化、損傷、汚損等が見られ、全体的に老朽化が進行している。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1, 2, 3 (土地)

一体とした更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	更地・建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	36,200	0.980	172.94	0.80	4,908,000
2	36,200	0.980	25.71	0.80	730,000
3	36,200	0.100	28		101,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 水戸(県)-35

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $43,100\text{円}/\text{㎡} \times 100.0/100 \times 100/105.0 \times 100/113.5 \div 36,200\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：必要なし。

◇標準化補正：方位+5

◇地域格差：街路条件+7.0 交通・接近条件+1.0 環境条件+5.0

イ 個別格差：

物件1 画地条件(方位+1)その他条件(供給処理施設の状態▲3)

物件2 画地条件(方位+1)その他条件(供給処理施設の状態▲3)

物件3 公衆用道路▲90

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件4 (建物)

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
4	160,000	112.20	0.021	377,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現 価 率

経過年数40年，経済的全耐用年数30.0年，経済的残存耐用年数0.0年，

観察減価及び中古建物の市場性減価30%，残価率3%，耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し，現価率を査定した。

- 現価率 = {残価率3% + (1 - 3%) × (経済的残存耐用年数0.0年 / 経済的全耐用年数30.0年)} × (1 - 観察減価30%) ÷ 0.021

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地について敷地権等価格を控除し、建物については敷地権利用権価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	4,908,000	0.35	法定地上権	1,718,000
2	730,000	0.35	法定地上権	256,000

イ 土地利用権等割合：

物件1 土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

物件2 土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,908,000	-1,718,000		1.00	0.70	2,230,000
2	730,000	-256,000		1.00	0.70	330,000
3	101,000			1.00	0.70	70,000
4	377,000	+1,974,000	1.00	1.00	0.70	1,650,000
一括価格（合計）						4,280,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 水戸(県)-35

所 在：水戸市赤塚1丁目2073番6

価 格：43,100円/㎡(対前年変動率0.0%)

位 置：JR常磐線「赤塚」駅700m(道路距離)

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：165㎡

供給処理施設：水道・下水

接 面 街 路：南5.3m市道

用途指定等：市街化区域 準工業地域(建蔽率60%, 容積率200%)
高度地区

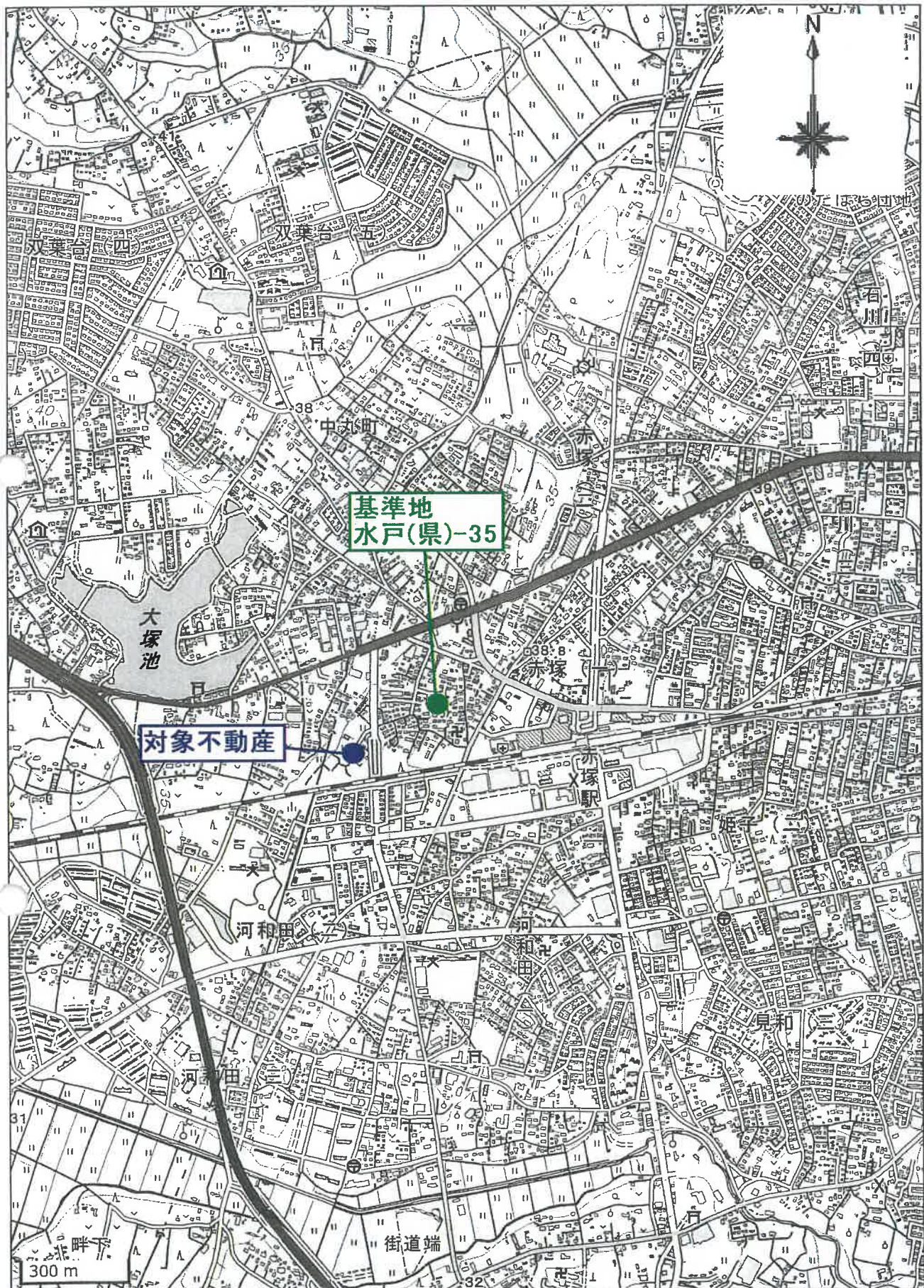
地域の概要：一般住宅の中に工場等も見られる住宅地域

第7 附属資料

- 1 物件位置図
- 2 周辺見取図
- 3 土地建物位置関係図
- 4 公図写
- 5 地積測量図写
- 6 建物図面各階平面図写
- 7 建物間取略図

以 上

物件位置図



「地理院地図」
縮尺:1/15,000

周辺見取図



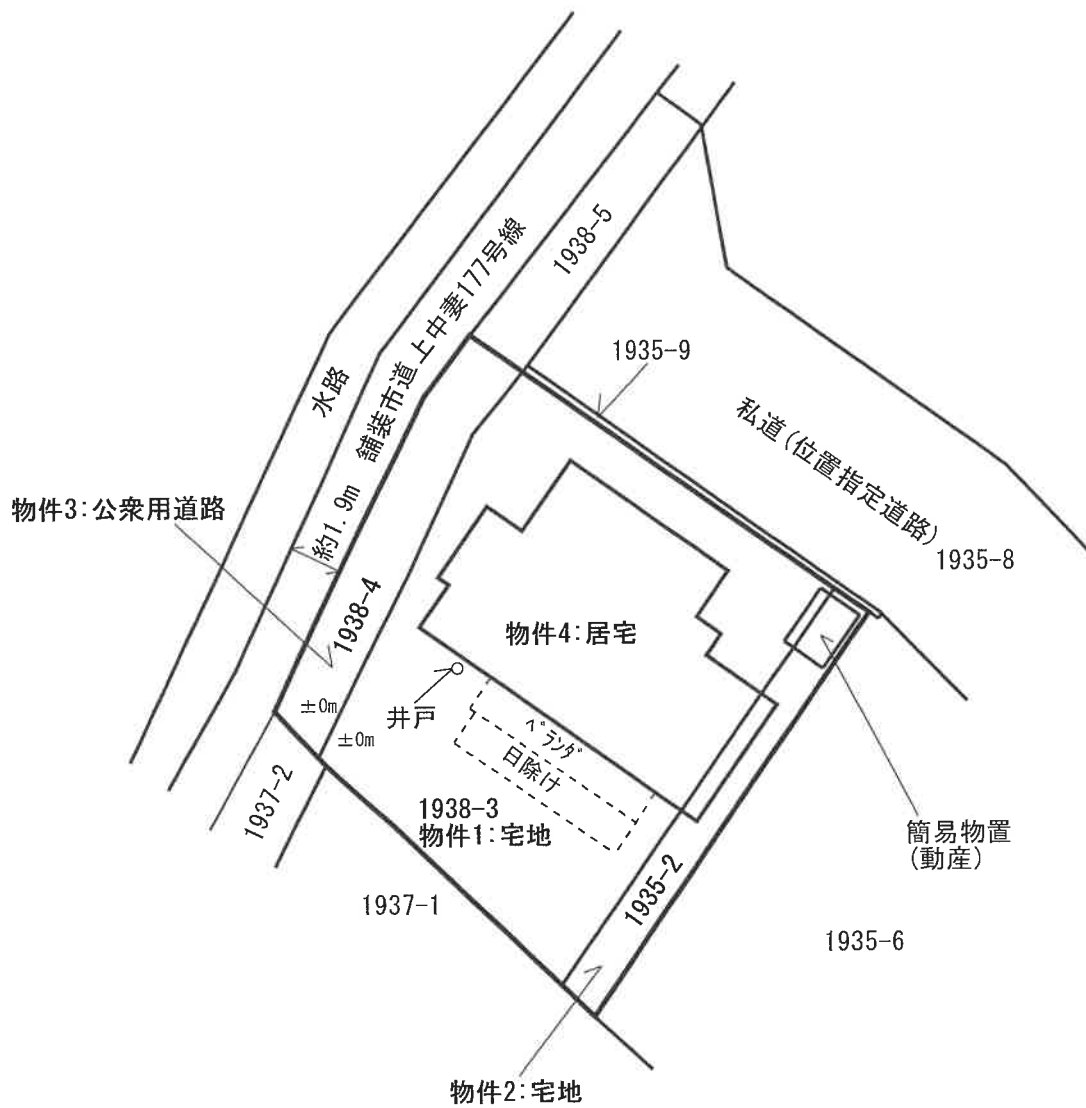
80 m

1:2000

ゼンリン住宅地図

土地建物位置関係図

令和7年(ケ)第34号
水戸市赤塚一丁目

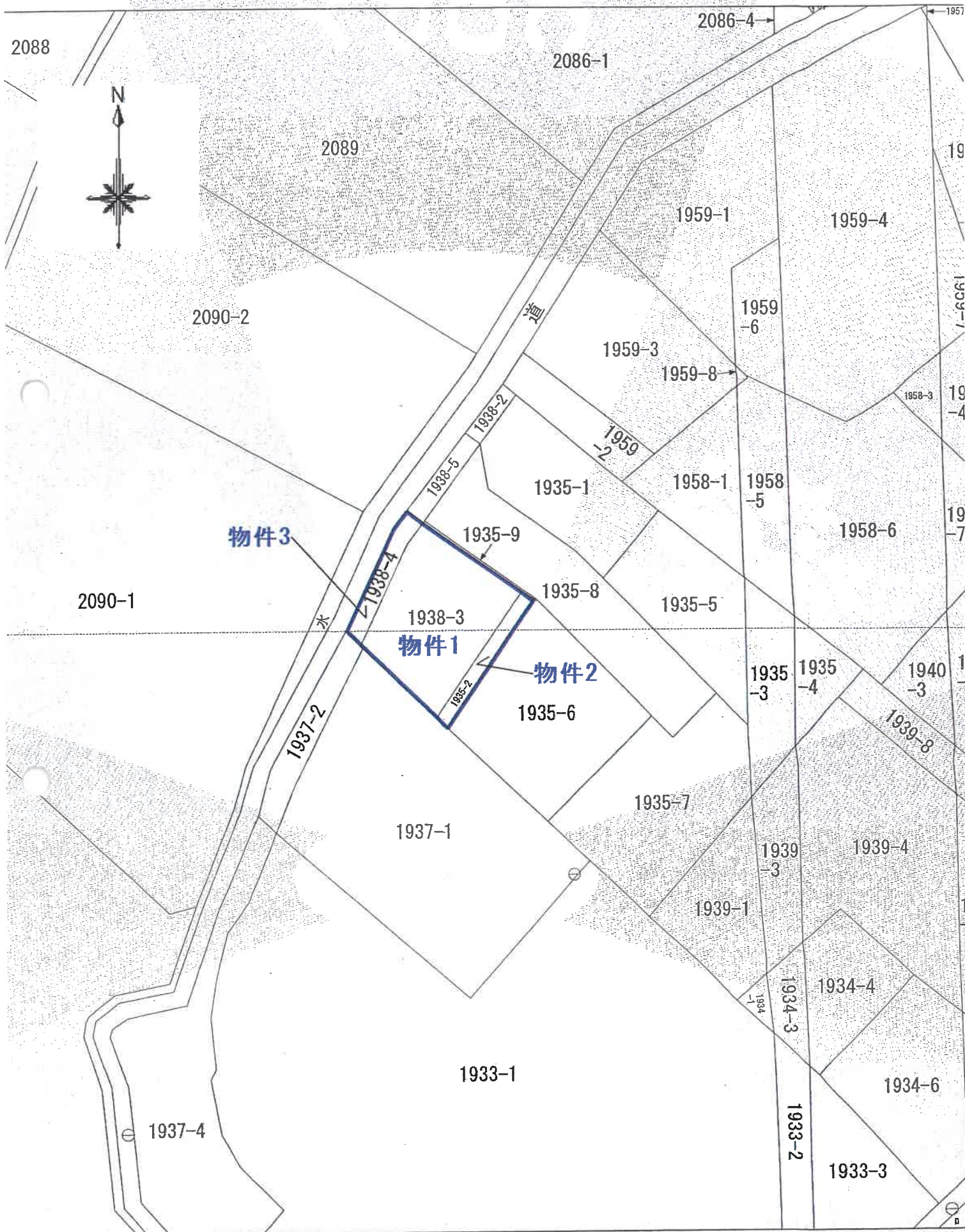


縮尺: 約1/250

公 図 写

(座標値種別：図上測定)

ハ 道



(値種別：図上測定)

新 地積測量図

前 1938-1-3 地番

土地の所在 水戸市赤塚1丁目

整理番号 0431

地積計算

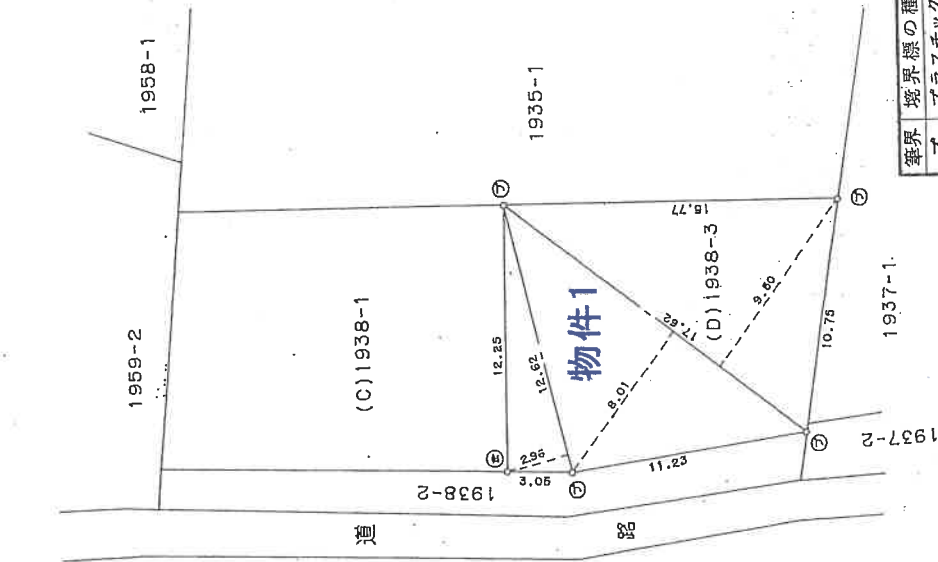
(D)1938-3
12.62 × 2.96 = 37.3552
17.62 × 8.01 = 141.1362
17.62 × 9.50 = 167.3900
合計 345.8814
1 / 2 172.9407

(C)1938-1 (残地)
364.1704 - 172.9407 = 191.2297

地積

(C)1938-1 191.22㎡

(D)1938-3 172.94㎡



筆界	境界標の種類
ア	プラスチック杭
コ	コンクリート杭
ビ	鉄

縮尺 1/250

申請人

(平成25年12月19日作成)

H.1.12.22

作製者 土地調査士 家達

(茨城土地家屋調査士会 用紙)

A3版をA4版に縮小

前 1935- 後

【新】

地 番 1935-1-2

地 積 測 量 図

土地の所在 水戸市赤塚1丁目

整理番号 02429

地 積 計 算

(B)1935-2
16.01 × 1.61 = 25.7761
15.84 × 1.62 = 25.6608
合 計 51.4369
1 / 2 25.71845

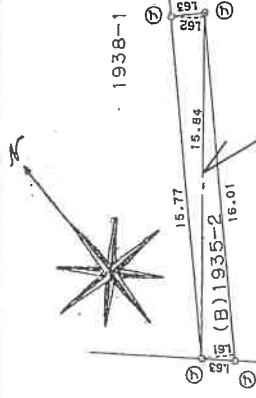
(A)1935-1 (残 地)

1037.59 - 25.71845 = 1011.87155

地 積

(A) 1935-1 1,011.87㎡

(B) 1935-2 25.71㎡



物件2

(A)1935-1

境界標の種類	筆界
プラスチック杭	ブ
コンクリート杭	コ
鉄 釘	ビ

縮尺 1/250

（平成元年12月19日作製）

H.1. 12. 22

（茨城土地家屋調査士会 用紙）

作 製 者 土地調査士 家屋

申 請 人

A3版をA4版に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(水戸地方方法務局管轄)

令和7年2月14日

宇都宮地方方法務局

登記官

整理番号 02432

前 1938-2 後

地 番 1938-2-4

地 積 測 量 図

土地の所在 水戸市赤塚1丁目

地 積 計 算

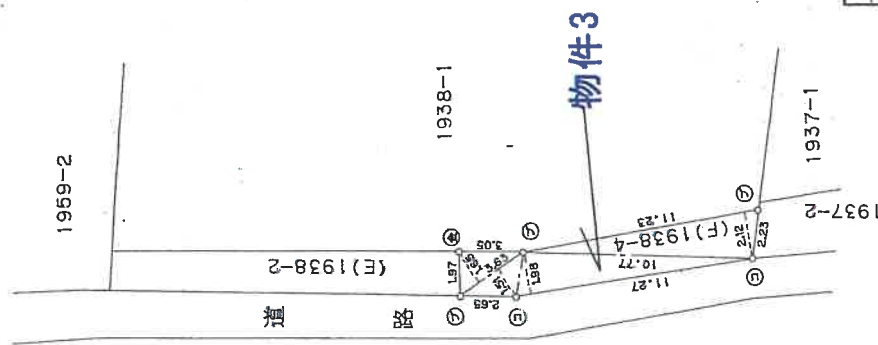
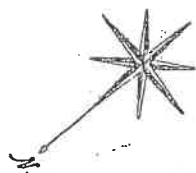
(F) 1938-4				
11.23	×	2.12	=	23.8076
11.27	×	1.98	=	22.3146
3.63	×	1.51	=	5.4813
3.63	×	1.65	=	5.9895
合 計				57.5930
1	/	2		28.7965

(E) 1938-2 (残 地)
60.8286 - 28.7965 = 32.0331

地 積

(E) 1938-2 32㎡

(F) 1938-4 28㎡



筆界	境界標の種類
ア	プラスチック杭
コ	コンクリート杭
ビ	鉄

作 製 者

土地調査士
家 蔵

(平成元年12月19日作製)

申 請 人

縮尺 1/250

(改訂土地家屋調査士法用紙)

H. I. 2. 22

A3版をA4版に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(水戸地方裁判所管轄)
令和7年2月14日 宇都宮地方裁判所

令和7年2月14日

宇都宮地方法務局

產品如

請求番号：48-1

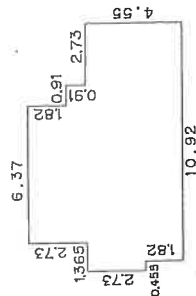
整理番号	043246
各階平面図	

家 谱 号 1938 年

建築物の所在
水戸市赤塚1丁目1938番地3, 1935番地2

建各階平面圖

(一)

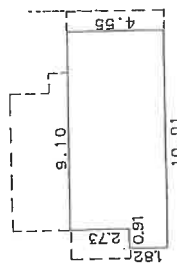


面積計算

6.37	×	1.82	=	11.5934
7.28	×	0.91	=	6.6248
1.375	×	2.73	=	31.05375
0.92	×	1.82	=	19.8744
				69.14635

一階床面積 69.14m²

(二)



鎮市鎮區

9.10	×	2.73	=	24.8430
10.01	×	1.82	=	18.2182
合計				43.0612

一階床面積	43.06m ²
-------	---------------------



製作

縮尺 1/250

人請申

縮尺 1/500

H. 1, 12, 22

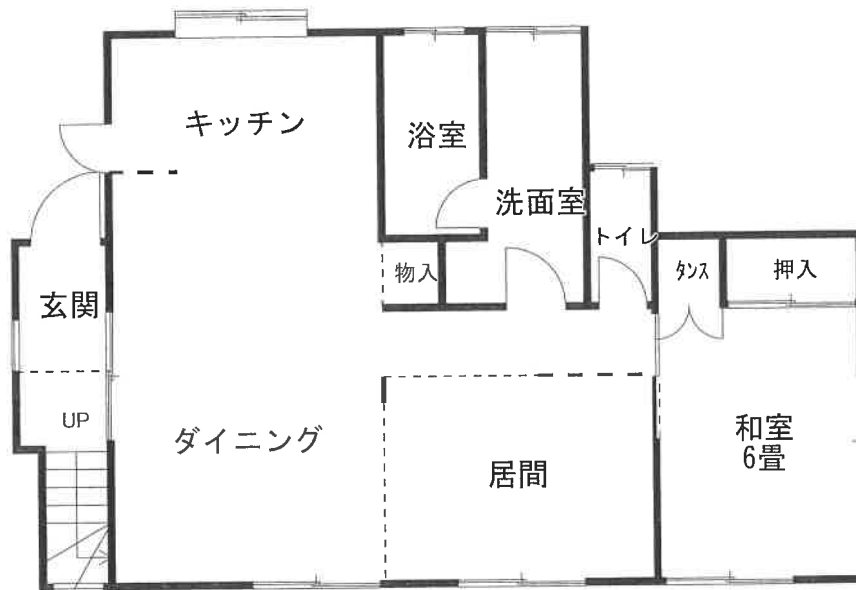
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

A3版をA4版に縮小

建物間取略図

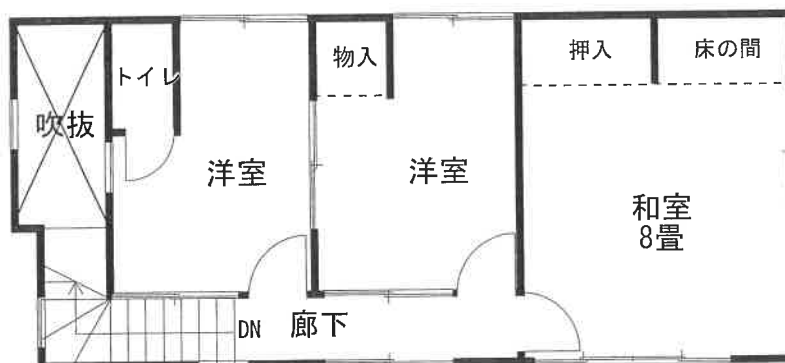
物件4: 居宅
木造スレート葺2階建

【1階】



床面積: 69.14㎡ (登記簿)

【2階】



床面積: 43.06㎡ (登記簿)

縮尺: 1/100